

## 松山市ゼロカーボン推進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）第2条に規定する補助事業等のうち、クリーンエネルギーシステム等を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、脱炭素社会の実現及び環境保全意識の高揚を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「対象システム」とは、別表1の左欄に掲げる名称に応じ、同表の右欄に掲げる定義に該当するものをいう。ただし、ZEH以外にあっては、一般に販売されている未使用のもの（中古品及びリース機器を除く。）に限る。

### (交付の対象及び条件)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下この条において「補助対象者」という。）は、市内の建物等に対象システムを設置し、若しくは市内の住宅に対象システムを導入した個人又は法人で、次に定める要件を満たし、かつ、別表2の左欄に掲げる対象システムの区分に応じ、同表の右欄に掲げる交付要件を満たすものとする。ただし、市長が適当と認めたときは、この限りでない。

(1) 市税を滞納していない者であること。

(2) 当該対象システムについて、市が行っている他の制度による助成を受けていないこと。

(3) 当該対象システムの設置及び導入について、当該建物等及び住宅において最初の市に対する補助金の申請であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 補助金の交付は、別表2の左欄に掲げる対象システム及び年度ごとに1回限りとする。

### (補助対象経費)

第3条の2 補助対象経費は、別表3に掲げるとおりとする。

### (補助金額の算定方法)

第4条 補助金額の算定方法は、別表4の左欄に掲げる対象システムの区分に応じ、同表の右欄に掲げる額のうちいずれか低い額とする（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）。

### (補助金交付の申請)

第5条 各対象システムに対する補助金の交付を受けようとする者は、別表5の中欄に定める起算日から起算して1年以内に、同表の下欄に定める交付申請書に市長が必要と認める書類等を添付して、市長に申請しなければならない。

### (補助金交付の申請に係る事務手続の代行)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の規定による事務手続を、当該対象システムを販売する者等に代行させることができる。

### (交付の決定)

第7条 市長は、前2条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行

い、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、松山市ゼロカーボン推進補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、第5条の申請書の提出があった場合において、当該申請書に形式上の不備があると認めるときは、申請者（前条の規定により事務手続を代行させた場合にあつては、当該事務手続を代行した者）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。この場合において、当該申請者が当該期間内に補正をしないときは、同条の規定による申請をしなかったものとみなす。

3 第1項の規定による審査は、第5条の規定による申請（前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正後の申請）を受け付けた順序により行うものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による交付の決定の通知をしたときは、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し遅滞なく補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 対象システムを設置した建築物が、当該対象システムを設置したことにより、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の建築基準関係規定に適合しないものとなるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認めるとき。

（処分の制限等）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けた対象システムを法定耐用年数の期限内において処分しようとするときは、別に定めるところにより市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により処分を承認するときは、別に定めるところにより、補助事業者に補助金額の返還を命じることができる。ただし、補助事業者の責によらない事由により処分する場合その他市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（協力）

第11条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、対象システムの売電量、買電量等に関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

（個人情報の取扱い）

第12条 市長は、「えひめカーボンクレジット倶楽部」運営規約に基づき、愛媛県に対し、補助事業者の当該入会に関する情報の提供を行う。この場合において、提供した情報は、えひめカーボンクレジット倶楽部の業務遂行のためにのみ利用されなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表1（第2条関係）

名称	定義
太陽光発電システム	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であって、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。</p> <p>ア 当該太陽光発電システムが発生させた電気が、設置された建物等（住宅展示場に建設された住宅を除く。以下同じ。）又は当該建物等と同一敷地内の住宅若しくは事業所において消費され、かつ、低圧配電線に連結されること。</p> <p>イ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（単位はキロワットとする。以下同じ。）が50キロワット未満であること。</p> <p>ウ 一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という。）認証又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたものであること。</p>
家庭用燃料電池システム	<p>建物等（人が居住するものに限る。）に設置した燃料電池ユニット等から構成される電気及び熱の供給を主目的としたシステム（一般財団法人日本ガス機器検査協会の認証を受けたものに限る。）をいう。</p>
住宅用蓄電池システム	<p>建物等（人が居住するものに限る。）に定置型のリチウムイオン蓄電池部（リチウムの酸化及び還元により電気的エネルギーを供給する蓄電池をいう。）とインバーター等の電力変換装置とが一体的に構成されたシステム（JETの認証を受け、又はそれと同等以上の性能及び品質を有していると市長が認めたものに限る。）をいう。</p>
ZEH	<p>建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証表示制度（住宅版BELSをいう。）において定める次の評価について認証を受け、かつ、当該評価に基づいて建築し、又は改修した住宅（住宅展示場に建設された住宅を除く。以下同じ。）をいう。</p> <p>ア 再生可能エネルギーを導入していること。</p> <p>イ 強化外皮基準において定める外皮平均熱貫流率（UA値をいう。）が<math>0.6\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}</math>以下であること。</p> <p>ウ 再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率が20パーセント以上であること。</p> <p>エ 再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率が100パーセント以上であること。</p>
V2H充放電システム	<p>電気自動車等からの電力の取出し及び電気自動車等に充電をする装置で、一般社団法人電動車両用電力供給システム協議会の規格の電気自動車用充放電システムガイドラインV2H-DC版に基づく検定（CHAdeMO-V2H-protocol認証）に合格しているものをいう。</p>
家庭用エコキュート	<p>建物等（人が居住するものに限る。）に設置したヒートポンプユニット（二酸化炭素を冷媒としたヒートポンプユニットをいう。）等から構成される熱の供給を主目的としたシステムで、日本産業規格C9220に適合するものをいう。</p>

別表2（第3条関係）

名称	交付の対象及び条件
太陽光発電システム	<p>ア 当該太陽光発電システムが発電した電気を自らが所有する建物において使用し、電気事業者と電力受給契約を締結していること。ただし、補助対象者が当該建物を所有する者で、当該電気を使用し、当該電力受給契約を締結しているものでないときは、補助対象者が当該建物を所有する者で、当該電気を使用し、当該電力受給契約を締結しているものを、補助対象者と1親等以内の親族である者とする事ができる。</p> <p>イ 左欄のZEHに対する補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>ウ 当該太陽光発電システムが発電させた電気を使用する建物の表題登記が完了した日から起算して3年を経過した日以後に電気事業者と電気受給契約を締結していること。</p>
家庭用燃料電池システム	<p>愛媛県が実施する「えひめカーボンクレジット倶楽部」に入会すること。ただし、以下に掲げる要件に該当する場合は、この限りではない。</p> <p>ア 「えひめカーボンクレジット倶楽部」運営規約第4条（1）の入会資格を満たさないもの</p> <p>イ 「えひめカーボンクレジット倶楽部」運営規約第4条（6）の入会資格を満たさないもの</p> <p>ウ 市長がやむを得ないと判断したもの</p>
住宅用蓄電池システム	<p>愛媛県が実施する「えひめカーボンクレジット倶楽部」に入会すること。ただし、以下に掲げる要件に該当する場合は、この限りではない。</p> <p>ア 「えひめカーボンクレジット倶楽部」運営規約第4条（1）の入会資格を満たさないもの</p> <p>イ 「えひめカーボンクレジット倶楽部」運営規約第4条（6）の入会資格を満たさないもの</p> <p>ウ 市長がやむを得ないと判断したもの</p>
ZEH	<p>ア ZEHの新築若しくは購入（建売住宅に限る。）又はZEHにするために住宅を改修するものであること。</p> <p>イ 電気事業者と電力受給契約を締結していること。</p> <p>ウ 左欄の太陽光発電システムに対する補助金の交付を受けていないこと。</p>
家庭用エコキュート	当該建物等に設置された給湯器（家庭用エコキュートを除く。）を当該家庭用エコキュートと取り替えること。

別表第3（第3条の2関係）

名称	補助対象経費
太陽光発電システム	<p>当該システムを構成する機器であって、次に掲げるものの購入費及び設置に要する工事費</p> <p>ア 太陽電池モジュール</p> <p>イ 架台</p> <p>ウ 接続箱</p> <p>エ 直流側開閉器</p>

	<p>オ 交流側開閉器</p> <p>カ パワーコンディショナー（住宅用蓄電池システムを同時設置し，併用する場合を除く。）</p> <p>キ 発生電力量計</p> <p>ク 余剰電力販売用電力量計</p> <p>ケ 配線及び配線器具</p>
家庭用燃料電池システム	<p>当該システムを構成する機器であって，次に掲げるものの購入費及び設置に要する工事費</p> <p>ア 燃料電池ユニット</p> <p>イ 貯湯ユニット</p> <p>ウ 熱源機</p> <p>エ 配線及び配線器具</p> <p>オ 配管及び配管器具</p>
住宅用蓄電池システム	<p>当該システムを構成する機器であって，次に掲げるものの購入費及び設置に要する工事費</p> <p>ア 蓄電池部（リチウムイオン蓄電池）</p> <p>イ 電力変換装置（インバーター，パワーコンディショナー等）</p> <p>ウ 附属品（キュービクル，計測・表示装置等）</p>
Z E H	<p>Z E Hの建築に要するものであって，次に掲げるものの購入費及び建築に要する工事費</p> <p>ア 空調設備</p> <p>イ 換気設備</p> <p>ウ 給湯設備</p> <p>エ 再生可能エネルギー発電システム</p> <p>オ 断熱材</p> <p>カ 開口部</p>
V 2 H充放電システム	<p>当該システムを構成する機器であって，次に掲げるものの購入費及び設置に要する工事費</p> <p>ア V 2 H本体部</p> <p>イ パワーコンディショナー（アに内蔵されている場合及び住宅用蓄電池システムと併用する場合を除く。）</p> <p>ウ 配線及び配線器具</p>
家庭用エコキュート	<p>当該システムを構成する機器であって，次に掲げるものの購入費及び設置に要する工事費</p> <p>ア 家庭用エコキュート本体部</p> <p>イ 配線及び配線器具</p>

別表第 4（第 4 条関係）

名称	補助金額の算定方法
太陽光発電システム	<p>ア 補助対象経費の実支出額</p> <p>イ 20,000円に太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値を乗じて得た額</p>

	ウ 100,000円
家庭用燃料電池システム	ア 補助対象経費の実支出額 イ 60,000円
住宅用蓄電池システム	ア 補助対象経費の実支出額 イ 100,000円
ZEH	ア 補助対象経費の実支出額 イ 250,000円
V2H充放電システム	ア 補助対象経費の実支出額 イ 80,000円
家庭用エコキュート	ア 補助対象経費の実支出額 イ 30,000円

別表第5（第5条関係）

名称	起算日	交付申請書
太陽光発電システム	当該機器の設置工事を完了後、電気事業者と電力系統連系を行い、電力の受給を開始した日	松山市ゼロカーボン推進補助金交付申請書兼請求書（太陽光発電システム）（様式第1号）
家庭用燃料電池システム	当該機器の引渡しが完了した日（当該システムの保証を開始した日をいう。）	松山市ゼロカーボン推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用燃料電池システム）（様式第2号）
住宅用蓄電池システム	当該機器の引渡しが完了した日（当該システムの保証を開始した日をいう。）	松山市ゼロカーボン推進補助金交付申請書兼請求書（住宅用蓄電池システム）（様式第3号）
ZEH	当該住宅の建築及び検査並びに引渡しが完了後、電気事業者と電力系統連系を行い、電力の受給を開始した日	松山市ゼロカーボン推進補助金交付申請書兼請求書（ZEH）（様式第4号）
V2H充放電システム	当該機器の引渡しが完了した日（当該システムの保証を開始した日をいう。）	松山市ゼロカーボン推進補助金交付申請書兼請求書（V2H充放電システム）（様式第5号）
家庭用エコキュート	当該機器の引渡しが完了した日（当該システムの保証を開始した日をいう。）	松山市ゼロカーボン推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用エコキュート）（様式第6号）

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の松山市ゼロカーボン推進補助金交付要綱第5条の規定により行われた交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。